

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税		
要 望 の 内 容	独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づく次の独立行政法人の統合等に伴い、税制上の所要の措置を講ずること。 ○ 独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税） ○ 独立行政法人国立大学財務・経営センターの廃止及び同センターの業務のうち当面継続されるものについて独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税） ○ 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人海洋研究開発機構の統合（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税） ○ 独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人日本芸術文化振興会の統合（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税） ○ 独立行政法人教員研修センターの廃止（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税） ○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人国立高等専門学校機構の新たな法人制度及び組織への移行（所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づき、新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。 (2) 施策の必要性 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において「全法人一律の現行制度と全法人の組織の在り方を」「抜本的かつ一体的に見直し、講ずべき措置」が取りまとめられており、これらの見直し等に伴い、新たな法人制度に対して税制上の所要の措置を講ずる必要がある。	
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、「新たな法人制度に再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮されるようにし、経済成長や国民生活の向上につなげていくことが不可欠である。」とされている。
		政策の達成目標	新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	未定
項目	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな法人制度を再構築することにより、法人の政策実施機能が最大限発揮され、経済成長及び国民生活の向上につなげていくことができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	